

第 24 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 4 年 6 月 29 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 4年 5月 27日 (金) 14時01分～14時49分

●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 日程第1  | 議事録署名委員の指名                    |
| 日程第2  | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件 |
| 日程第3  | 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件      |
| 日程第4  | 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件      |
| 日程第5  | 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件  |
| 日程第6  | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件        |
| 日程第7  | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件        |
| 日程第8  | 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件      |
| 日程第9  | 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件 |
| 日程第10 | 議案第5号 現況証明願の件                 |

---

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穉治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴	7番 森田 文秀	8番 横溝 熱	9番 平林 浩哉
10番 谷口 栄治	13番 西川 幹生	14番 相澤 研二	15番 浅井 隆久
16番 森本 敏彦	17番 浅野 博文		

---

●欠席委員

6番 早苗 裕典 11番 廣江 英幸 12番 後藤 和則

---

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恒史

---

●議事録署名委員

16番 森本 敏彦 17番 浅野 博文

(14時01分 開会)

---

### ●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に16番 森本委員、17番 浅野委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

### ●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

#### 【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

#### 【なし・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

### ●日程第3 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

#### 【番号1番から番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

#### 【なし・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

### ●日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

**【番号1番から番号3番朗読】**

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【なし・・との声】**

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

**●日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。それでは、相澤現地調査委員より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○14番(相澤委員) 14番相澤。農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了若しくは事業完了に伴い現地調査を実施しましたので報告する。

6月20日に現地調査委員会を開催しました。調査委員に早苗委員、平林委員、そして私相澤、事務局より藤野局長、土田次長。午後3時30分より役場会議室で開会され、調査概要の説明を受けた後、次の件について現地調査を実施しました。

**【番号1番朗読】**

調査の結果、農地として復元していたことを認めましたので報告します。

○議長（島部会長） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【なし・・との声】**

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

**●日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

**【番号1番朗読】**

○事務局（土田） なお、19ページの調査表にありますとおり、後藤委員により現地調査が行われ、問題ない旨報告を受けております。

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

**【なし・・との声】**

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・との声】**

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 森本委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（森本委員） 16番森本です。補足説明をします。申請地は、上美生市街地から美生ダム方面に約3キロほど、譲受人の自宅の道路を挟んで反対側の譲受人の畠の中にあります。当該地は、長年農地として譲受人が耕作してきましたが、国有地であり、今回、払下げのための申請となつたものです。譲受人の畠の一部として耕作しており、周囲の農地や農業者に影響少ないと考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 坂下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 5番坂下。ただ今事務局から説明があった件ですが、申請地は、美生1号から南に300間ほど、美生道路の東側の農地の中にあり、元々鉄道用地であった土地であり、譲受人が周囲の農地を含め長年耕作してきた土地であるとともに、譲受人は30年以上農業経営を行っており、特に問題のない案件と考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 坂下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 5番坂下。ただ今事務局から説明があった件ですが、申請地は、さきほど

の番号3番の土地と同様で、3番の土地のすぐ南側にあり、約200間の長さがあります。譲受人が周囲の農地を含め長年耕作してきた土地であるとともに、譲受人は長年にわたり農業経営を行っており、特に問題のない案件と考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号4番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 坂下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 5番坂下。ただ今事務局から説明があった件ですが、申請地は、さきほど の番号4番の土地と同様で、4番の土地のすぐ南側にあり、約200間の長さがあります。譲受人が周囲の農地を含め長年耕作してきた土地であるとともに、譲受人は長年にわたり農業経営を行っており、特に問題のない案件と考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号5番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号6番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 坂下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 5番坂下。ただ今事務局から説明があった件ですが、申請地は、さきほど の番号5番の土地と同様で、5番の土地のすぐ南側にあり、約100間の長さがあり、松久園の 入口の道路までです。譲受人が周囲の農地を含め長年耕作してきた土地であるとともに、譲受人は長年にわたり農業経営を行っており、特に問題のない案件と考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号6番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に関連がありますので番号7番、番号8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号7番、番号8番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 敬松委員の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○2番（敬松委員） 2番敬松。ただ今事務局から説明がありました2件についてですが、申請地は、旧芽室農協の北伏古店より南900メートルほどのことろに譲渡人の住宅があり、その西側の農地となっております。番号7番、番号8番とも譲渡人は高齢であり健康上のこともあります、数年前より譲受人がお手伝いしてきましたが、今回、売却することとなりました。譲受人は、農業に従事し23年が経過し、地域の役員などを歴任しております。地域の理解をえることもでき影響のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号7番 番号8番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） それでは、番号順に採決を行います。まず、番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号9番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号9番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 谷口委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（谷口委員） 10番谷口です。補足説明をします。今回は経営移譲に伴う親から子への使用貸借の申請です。所在は、道道の東側で4号沿いの10線から9線まで、9線4号の北東側となります。譲受人は、就農後10年以上経過し、地域の会合や各種役員を歴任しております。今回は、経営移譲に伴う親から子への使用貸借で特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号9番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号9番について、原案のとおり決定いたします。  
以上で議案第1号を終わります。

---

### ●日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件。次の者から農地法第4条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明のあつた案件については、5月27日開催の第23回農業委員会総会においてご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、準備が整い次第、芽室町農業委員会会长専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第2号を終わります。

---

### ●日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関しまして、担当委員であります浅井委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番（浅井委員） 15番浅井。先日現地を確認し貸人から聞き取りを行いました。申請地は道道帯広新得線沿いの美馬牛川にかかる橋の西側となっています。川の渕で砂利も多く生産性の低い農地であり、今回の事業により生産性の良い農地とするとのことです。道道に面した圃場であり、搬出入など他には迷惑をかけないものと終われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませ

んか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関しまして、担当委員であります浅野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（浅野委員） 17番浅野です。先日現地調査を行いました。申請地は、市街地から西に6キロメートルほど、報徳農事組合にあります。この事業については、10年前から取り組んでいますが、今後も段階的に事業を進めることです。既に火山灰を採取し起伏調整が完了した場所についても、農地に復元されており、特別問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め番号2番については原案のとおり決定します。なお、番号3番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第3号を終わります。

---

●日程第9 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 相澤委員から現

地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（相澤委員） 14番相澤。先日現地調査を行いました。申請地はもともとビートの育苗のためのビニールハウスがあった場所で、直播栽培に切り替えたことからハウスを撤去しています。近年の農業機械の大型化などにより現施設では手狭になっていることから新築を計画し、宅地に隣接し最小限の転用範囲となっており、特に問題のない案件であると思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 相澤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（相澤委員） 14番相澤。先日現地調査を行いました。今回の計画では、老朽化した既存の農業用施設2棟を解体し、農業用倉庫を新築するもので、一部が農地に係ることから今回の申請となりました。宅地に隣接し最小限の転用範囲となっており、特に問題のない案件であると思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番については、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第4号を終わります。

---

## ●日程第10 議案第5号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 現況証明願の件を議題といたします。それでは、番号1番 から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があつたので審議を求める。

【番号1番から番号3番朗読】

○議長（島部会長） 次に、相澤現地調査委員から現地調査の結果を報告願います。

○14番（相澤委員） 14番相澤。6月20日に現地調査委員会が開催されました。調査委員は 早苗委員、平林委員、と私相澤、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。午後3時30分より役場会議室で開催され事務局、担当委員から説明があつた後、現地調査を行いま

した。

現地調査の結果、番号1番については、「農地・採草放牧地」、番号2番については「農地」、番号3番については「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。まず番号1番について、現地調査委員のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、現地調査委員のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、現地調査委員のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第5号を終わります。

---

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第24回総会を閉会いたします。

---

（14時49分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4年 6月29日

議 長 (農業委員会会長)

会議録署名委員

会議録署名委員